

公益財団法人全日本ボウリング協会
ボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格
第4章ボウリングボール

【変更経緯】

- ・親指穴（サムホール）が無い場合のボールについて手のひらを置く方向を定めるため
- ・「本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる」と明文化するため

- ボールの表面に+マークを付けるために第36条（表面）に追加で+マークについての文章を追加いたしました

(1) 親指穴（サムホール）が無いボールについての手のひらを置く方向を示す(+)マークは表面の窪みや溝、傷とみなさい。+マークについては以下の条件で付けるようにする。

- a) 中心点より直下（2インチ（5.08センチメートル）ぐらいの場所）で手のひら中心付近につけること
- b) サイズは0.3937インチ（1センチメートル）以上0.7874インチ（2センチメートル）程度、深さについては特に定めないが、ローリングトラックにかかる場合はレールに傷がつかない深さとする
- c) マークを付ける道具については特に定めないこととする

- 「本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる」と明文化するため文章を追加いたしました

第43条（規格の改廃）

本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる。